

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 目的規定の適正化

この法律の目的について、「原子力事業の健全な発達」を「原子力事業の健全性の確保」に改めること。

(第一条関係)

二 国の責務の明確化

国は、原子力政策の推進に伴う社会的な責任に鑑み、この法律の目的を達成するため、万全の措置を講ずるものとする。

(第一条の二関係)

三 原子力事業者の無過失責任の例外事由の厳格化

原子力事業者の無過失責任の例外事由について、「異常に巨大な天災地変」を「過去に経験したことの無い異常に巨大な天災地変」に改めること。

(第三条第一項ただし書関係)

四 賠償措置額の引上げ

賠償措置額について、「千二百億円」を「二千四百億円」に引き上げること。

(第七条第一項関係)

五 原子力事業者の和解案の受諾

原子力事業者は、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案について、その内容が著しく不合理でない限り、これを受諾しなければならないこと等とすること。  
(第十七条の十関係)

## 六 検討

1 政府は、この法律の公布後五年以内に、国内外の保険市場の動向、原子力事業者の事業環境の変化、原子力発電所等での事故発生の危険性に対する評価等を踏まえ、第七条第一項の賠償措置額の引上げについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 1に定めるもののほか、政府は、この法律の公布後五年以内に、原子力事業者の利害関係者の責任の在り方、原子力損害賠償制度における国の措置の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第九条関係)

## 七 その他

その他所要の規定を整理すること。